

羈旅歌の成立

——人麻呂羈旅歌八首をめぐる——

一 はじめに

万葉集に多く収載される旅の歌に関しては、個々の作品についてはもちろん、その全体を視野に入れる論が多く重ねられてきた。しかし、旅の歌の発生から成立、さらにその展開の様相をトータルに捉えてゆこうとするとき、そこにはまだ多くの問題が残されていると言わざるを得ない。

羈旅歌を全体として捉えようとする論には、その淵源に何らかの羈旅信仰を見、万葉集の羈旅歌全般に通底する呪的な性格を捉え出すとする論が多く見受けられる。伊藤博氏は「——を過ぐ」「——を見る」という題詞を持つ歌を、自然を見てそれを讃える歌、自然を通して家郷を偲ぶ歌、滅んだものを見て哀傷する歌の三種に分類し、その三種にタマフリ・鎮魂による行路の安全の祈請という羈旅信

大 浦 誠 士

仰を見ようとする。伊藤氏の論は共通する題詞を持つ歌の考察が出发点となっており、そのまま羈旅歌に横滑りさせることはできないが（伊藤氏の言う第三種はいわゆる伝説歌である）、前二種は羈旅歌の二つの流れ——土地そのものへと向かうものと、家・妹へと向かうもの——に重なり、羈旅歌論としての射程を持つ。神野志隆光氏は羈旅歌における二つの流れのそれぞれを羈旅信仰を根底に見据えて捉えるべきと主張する。すなわち、前者の土地そのものへと向かう流れは「地名をよみこむことの特別な意味」において捉えるべきであり、「生命標」である地名を歌うことで「国タマ（土地霊）につながりこれを喚起する」ことによつて「土地霊（国タマ）との共感において旅の無事を願いこめる」のだと説く。後者の家・妹へと向かう流れにおいては、旅人を「斎ひ待つ」家人との呪的共感関係によつて

旅人の安全が保障されるのだとする⁽³⁾。

旅において「なぜ」歌が歌われるのかという問いに対しては、そうした何らかの信仰を詠歌の深層に見る必要があるのであるが、そうした深層における要請を、詠歌主体が「いかに」受けとめ、そこに形を与えてゆくかという、意識、表現の問題は、羈旅信仰論では抜け落ちざるを得ない。少なくとも、羈旅歌を和歌史の中に正しく位置づけるためにはさらに踏み込んだ理解が必要となる。

本稿では、卷三に載る「柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首」

(以下「羈旅歌八首」と称する)について、特に地名を歌うことの意味を中心に考察し、七世紀後半という歴史状況の中で、旅がいかに形を与えられたかを、その表現の成立の相において考えてみたい。

① 柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首⁽⁴⁾

① 三津崎 浪矣恐 隠江乃 舟公宣奴嶋尔 (三・二

四九)

② 珠藻刈 敏馬乎過 夏草之 野嶋之埵尔 舟近著奴

(三・二五〇)

③ 粟路之 野嶋之前乃 濱風尔 妹之結 紐吹返

(三・二五一)

④ 荒栲 藤江之浦尔 鈴寸釣 白水郎跡香将見 旅

去吾乎 (三・二五二)

⑤ 稻日野毛 去過勝尔 思有者 心恋敷 可古能嶋

所見 (三・二五三)

⑥ 留火之 明大門尔 入日哉 榜将別 家当不見

(三・二五四)

⑦ 天離 夷之長道從 恋来者 自明門 倭嶋所見

(三・二五五)

⑧ 飼飯海乃 庭好有之 荇薦乃 乱出所見 海人釣船

(三・二五六)

二 二五〇番歌の理解

まず、②歌の表現を考えるとところから始めたい。②歌は二つの「枕詞+地名」が「——を過ぎて——」に舟近づきぬ」という単純な形式で結合される。敏馬を過ぎて野島の埵に舟が近づいたことを歌う②歌が、いかにして歌となり得ているのかという問題の中に、羈旅歌八首の表現の質が集約されていると考えられるのである。②歌の持つ形式については、古事記、日本書紀の歌謡等に見られる、いわゆる道行の詞章を継承するものであることが、しばしば指摘される。

A この蟹や 何処の蟹 百伝ふ 角鹿の蟹 横去らふ
何処に至る 伊知遅島 美島に着き 嶋鳥の 潜き息

づき 階だゆふ 楽浪道を すくすくと 我が坐せば
や 木幡の道に 逢はしし嬢子⁵⁾ …… (記四二)

B つぎねふや 山代川を 宮上り 我が上れば 青丹

よし 奈良を過ぎ 小楯 大和を過ぎ 我が 見が欲

し国は 葛城高宮 我があたり (記五八、紀五四)

など、「——に着き——」、「——過ぎ——過ぎ」等の形で

地名を列挙してゆく形式である。Aは「和珥の日觸の臣」が「矢河枝比売」を応神天皇に献った時の応神の御歌として古事記に載る。「伊知遅島」「美島」の所在は不明であるが、琵琶湖西岸の和述付近の地かと考えられ、「角鹿」「伊知遅島」「美島」「楽浪」という地名の列挙は、山城から近江にまで伸びていたと思われるワニ氏の支配圏とほぼ重なる⁶⁾。Bは古事記の前文には磐之姫皇后が「奈良山の口に到り坐して」歌ったとしつつ「奈良を過ぎ」「大和を過ぎ」と歌われるところに矛盾があるとされ、書紀が「那羅山を越えて、葛城を望みて」歌ったとするのは、その合理化であらうかと言われるが、「奈良を過ぎ」「大和を過ぎ」を磐之姫の「通過」を意味するのではなく、奈良から葛城までの「広がり」が示されると考えるとき、まだ葛城の見えないところで歌ったとする古事記の記述と矛盾なく理解することは可能である。

土橋寛氏は、右のA Bについて、その道行表現は「丸迹

氏の支配領域の広大さ」、「葛城氏の勢力圏の広さ」を讀める意味を持つものであるという見解を示している⁷⁾。同じく地名を列挙する国見歌において、望見される地名の列挙が支配領域の広がりとその豊穰・繁栄を讀める意味を持つことを考えたとき、道行の詞章における地名の列挙にも「広がり」を讀める⁸⁾意味は十分読み取りうるだろう。歌謡の道行の詞章は列挙される地名の「連続」にこそ意味がある。そこに列挙される地名は等質な地名であり、それらが列挙されることによって一つの意味を持つ空間の広がりが見え、さらにそれらの地名の多くが「枕詞+地名」の形を持つことによって、その広がりが増美されるのである⁹⁾。

②歌はそうした道行の詞章を形式において継承する。従って、②歌においても、「敏馬」から「野島」までの広がり、ひいては律令国家の支配領域の広がりを讃仰する意味を一方で見ておく必要はあろう。ただ問題は、その形式によって結ばれる二つの地名の性質にある。

「敏馬」「野島」という地名の持つ表象性に、まず注意してみたい。「敏馬」は撰津国風土記逸文に

美奴売の松原。今、美奴売と称ふは、神の名なり。
(撰津国風土記逸文)¹⁰⁾

とあり、続いて神功皇后の三韓征討において船を提供し、守護した水神とする伝承が載せられる。「敏馬」は王権に

関わる伝承を持つ水神を名とする土地であり、西行の船旅をする官人にとって、信仰の念を持って見られた地であることが想像される。一方、「野島」は赤人の難波宮従駕歌に

……御食都国 日之御調等 淡路乃 野嶋之海子乃

……(六・九三三)

朝名守二 梶音所聞 三食津国 野嶋乃海子乃 船二

四有良信 (六・九三四)

と歌われ、野島↓海人という発想が見られる。そこでは「御食つ国」と、中央への指向性は持ちつつも、「野島」は都人の対極をなす海人を連想させる土地、少なくとも都とは位相を異にする土地と捉えられていたものと考えられる。さらにその二つの地名に冠される枕詞の機能、性質を見る時、両者の位相の差異は決定的となる。稲岡耕二氏は羈旅歌八首の地名に冠された枕詞に描写的、喚情的機能を認めるべきことを説き、②歌の二つの枕詞の喚起するイメージに言及して、

「玉藻刈る敏馬」には人の写象を伴うけれども、「夏草の野島」にはそれが無い。自然の荒々しき明るさばかりあっても、人見えぬ野島に人麻呂の舟は近づいたのである。

という^①。羈旅歌八首の枕詞に単なる称辞的な意味以上の喚

像喚起力を認めようとする発言であるが、さらに人麻呂における「玉藻」、「夏草」の用法にも注意すべきだろう。

「玉藻」は明日香皇女挽歌(二・一九六)において永遠に再生を繰り返す生命力の象徴として皇女の姿態の比喩に用いられるほか、「玉藻成 依宿之妹乎」(二・一三一)と妹の姿態の比喩に用いられる。一方、「夏草の」は「萎ゆ」

「思ひ萎ゆ」にかかる枕詞として用いられ、また「夏草」は近江荒都歌の異伝に「夏草香繁成奴留」(二・二一九)と、大津宮の荒廃を歌う文脈で用いられる。②歌では「敏馬」と「野島」が、生命力の祝福性に満ちた優美な地と、落魄の思いを抱かせる荒涼とした地として提示されるのである。

このような「敏馬」と「野島の埼」の位相の差異は何に基づき、何を意味しているのか。敏馬は現在の神戸市灘区岩屋町、敏馬神社付近と思われ、野島は淡路島の北端から海岸沿いに南西に数キロ廻った付近と考えられる。注意されるのは、両者が明石海峡を隔てた地であることであろう。

②歌は何等「明石」を歌わずに、「玉藻刈る敏馬」と「夏草の野島の埼」という位相を異にする二つの枕詞+地名を道行の単純な形式で一気に結びつけることによって、「敏馬」を経て「野島」への旅程を内包しつつ、「敏馬」をはるかに離れ、明石海峡の外へと旅ゆくことを歌うのである。

三 境界としての明石海峽

羈旅歌八首においては、⑥⑦歌のように、歌に直接「明石」が詠まれ、しかも明石海峽が西下においては都・家郷との最終の決別の地点として、東上においては初めて都・家郷との繋がりを確認できる地点として歌われるのを見るほか、②歌において「敏馬」と「野鳥」の二地点が選ばれる意味（前述）を考えたとき、明石海峽の持つ境界としての意味が重要となる。

同様なことは③④⑤歌にも指摘できよう。⑤歌は古來議論の多い歌であり、その議論は「行き過ぎかてに」が何故に行き過ぎがたいのかに集中する。「佳景説」¹²、「船行渋滞説」¹³、「伝承想起説」¹⁴、「離京の心理的抵抗説」¹⁵がその主なものであるが、井手至氏の説くように「行き過ぎかてに」は物理的要因によるとは考えられず、何らかの心理的要因によると考えるべきである。

糸口は「稲日野も」の「も」の理解にあるのではないかと思われる。従来の論では「も」を並列の意と解し何に對して「も」なのかの説かれた。すでに過ぎて来た「敏馬」「野鳥」と並ぶとする理解¹⁶は、配列論、構成論へとつながる。一首の中に求める立場からは「可古の鳥」と並列され、「行き過ぎかてに」が「可古の鳥」にも及ぶと説かれる¹⁸。

いずれも「も」を単純な並列と解しているのだが、「稲日野も」は多分に類推的な意味を持つのではなからうか。

他くにに
他国¹⁷ 結婚¹⁷行¹⁷而¹⁷ 大刀¹⁷之¹⁷緒¹⁷毛¹⁷ 未¹⁷解¹⁷者¹⁷ 左¹⁷夜¹⁷曾¹⁷

あけにける
明家流¹⁸（十二・二九〇六）

「大刀が緒」を解くことは共寝に至る端緒であり、二九〇六歌はその「大刀が緒」さえ解かないうちに夜が明けてしまったと歌う。稲日野を明石海峽から加古川にわたる平野とすれば、稲日野は明石海峽を通過して最初に接する地であり、畿外への旅の端緒となる地である。まだ畿内を離れて間もない稲日野さえ行き過ぎがたいと歌うことで、その先に広がる畿外の旅の行き過ぎがたさを類推させるのだと捉えるべきであろう。そのように理解したとき、加古川河口付近の島（あるいは陸地）であり、稲日野の西端と考えられる「可古の島」が見えたと言がう。結論「可古の鳥見ゆ」には、畿外への旅の旅愁の深まりを読み取り得るだろう。ここでも明石海峽を西下の船旅における境界とする発想が読みとれるのである。突き詰めれば都を離れることへの心理的抵抗なのだろうが、都と同一平面である（後述）畿内を離れ、畿外へと旅して行くことへの心理的抵抗から稲日野を行き過ぎがたいのだと理解したい。

③歌では浜風に翻る紐を通して家郷の妹とのつながりが確認されるのであるが、「淡路の野鳥の埴の」と大景から

歌い出しつつ、淡路↓野島↓埼↓（浜風↓）紐と焦点を絞
 ってくる歌い方は、紐をかけがえのないものとしてクロー
 ズアップするとともに、大景の中に置かれることで紐の小
 ささ、はかなさが表現されるのであり、もはや紐を通じて
 しか家郷の妹とのつながりを確認し得ない隔絶の思いがこ
 められる。もちろんここには紐に魂を結びこめる発想が働
 いているのであるが、

吾妹児わがもこが 結手師ゆひてしむを 紐乎 将解とがめやも 八方 絶者たえばたゆとも 絶十方 直ただに
あふまへに 相左右二（九・一七八九）

など、紐を解かぬことに妹への恋情の誓いをこめる多くの
 歌と比較したとき、③歌においては妹の結んだ紐は浜風の
 吹き返すのに任されているのであり、いつ解けるかも知れ
 ない危うさを秘めているのである。そうした思いを抱く地
 点として「野島」が選ばれることの意味も、明石海峡
 との関係抜きには考えられないだろう。④歌において「海
 人とか見らむ」という落魄の思いが歌われる地点としての
 「藤江」も、『和名抄』播磨国明石郡に「葛江 布知衣」と
 あり、明石海峡を出てすぐの地である。

羈旅歌八首の地名の表現性を考えるとき、そこに冠され
 た枕詞にも注意を払わねばならない。羈旅歌八首には

- ② 玉藻苅る敏馬 夏草の野島の埼
 ④ 荒栲の藤江

⑥ 留火の明石
 の四例の枕詞十地名が見られ、それぞれ一首の表現に深く
 関わっているのである。

②歌の「玉藻苅る」「夏草の」が「敏馬」「野島の埼」の
 位相の差異を喚起する枕詞であることは既に述べたとおり
 である。④歌「荒栲の」は粗末な布が多く藤を原料とする
 ことから「藤江」に冠された枕詞と説明されるが、「荒栲」
 は賤衣であり、「鱸釣る海人とか見らむ」という第三、四
 句にまで響き、畿外を旅行く官人の荒れ汚れた衣服をイメ
 ージさせ、「旅行く吾」を映像的、描写的に描き出す働き
 を持たされている。

同様な性格は⑥歌の「留火の」にも指摘することができ
 る。万葉集中「ともしび」は、次に見るように「海人の燈
 火」として歌われる。

木国きのくにの之 狭日さひかの鹿乃かの浦尔 出見者いでみれば 海人之あまのともしび 燎火 浪間なみのま 従
ゆみ 所見（七・一一九四）
すずきとる 鈴木取 海部あまのともしび之 燭火 外谷よそにたに 不見人故みぬひとゆゑに 恋比日こふそひのち（十
あまのとはに 一・二七四四）
 山乃やまのとはに 波尔 月可多夫つきかたぶ 気婆 伊射里いざり 須流 安麻能等毛あまのともし
つぎ 備 於おき 伎尔にき 奈都なつ 佐布さぶ（十五・三六二三）

一一九四歌、三六二三歌では、「海人の燈火」が沖に漂い、
 波の間に点々と見えるものとして歌われ、二七四四歌では

「よそに見る」を導く序として働いている。⑥歌の「留火の明石」は海人の燈火が点々と浮かぶ明石海峡の景を髣髴とさせる描写性をもつ枕詞十地名なのである。しかも「留火の」は「明石大門に入らむ日や漕ぎ別れなむ」にまで響いて行き、海人の燈火にも擬せられる頼りない旅人の舟の燈火が明石海峡に呑み込まれて行く映像を形象する働きを持つ。万葉集中、明石海峡を「門」と表現するのは、羈旅歌八首の⑥⑦歌と⑦歌の伝承されたものと考えられる巻十五の三六〇八歌の他には巻三、三八八歌に一例見られるのみであり、羈旅歌八首に固有の発想と言えるのだが、さらに⑥歌では「大門」と表現されることの意味が問われるべきである。小さな頼りない燈火とそれを待ち構える、畿外への「大門」という構図がそこにはある。「留火の」という枕詞は、その描写性によつて、明石海峡を経て畿外へと旅行く孤愁の心象風景を形象しているのである。

羈旅歌八首の地名に冠される枕詞は、詠み込まれた地名の表現性や一首全体の抒情にかかわりつつ、イメージに強く働きかけ、そこに一つの映像を形象する機能を持つ。この描写性のゆえに②歌の「玉藻刈る」「夏草の」を実景とする説も生じてくるのであろうが、右に見た枕詞の表現性は、喚情性をも内包しつつ単なる実景の描写以上のイメージ喚起力を持つており、やはり枕詞の新しい用法と考える

べきであろう。

このように見てくると、明石の境界性を直接に表現する⑥⑦歌に限らず、②③④⑤歌いずれも、詠み込まれる（枕詞十）地名の表現性、ひいては一首の抒情の背後に「境界としての明石海峡」が、濃く薄く横たわっているのであり、その意味を考えること抜きには羈旅歌八首を正しく理解することはできないものと思われる。

四 畿内国制と地名意識

七世紀後半に成立した律令統一国家は、それ自体「新しい〈交通〉²²」と言うべく、人的、物質的、心的な新しい質の移動・交流を生み出した。羈旅歌八首における明石海峡の境界としての意味も、そうした歴史的状況の中で理解されなければならぬ。

問題は明石海峡の境界としての意味の内実であろう。明石海峡を過ぎると家郷（生駒・葛城の連山）が見えなくなる（⑥⑦歌）という地理的条件も看過できない。伊藤氏の言う「見納め山」の発想がそこには働く。しかし、より強調されてしかるべきなのは、明石海峡が海路における畿内・畿外を分ける境界だということである。都からの西下の旅において、生駒・葛城越え、御津の船出など多くある境の中で、明石海峡が選ばれてくることの意味をそこに見

るべきなのではなからうか。

ここで注目されるのは、畿内の制度が明確化してくるの
が天武・持統朝の段階であるという指摘である。「畿内国」
という語はすでに改新の詔に見られ、

A 其の二に曰はく、初めて京師を修め、畿内国の司・
郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、鈴令を
造り、山河を定めよ。……（中略）……凡そ畿内は東
は名墾の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、
（割注略）西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭狭
波の合坂山より以来を畿内国とす。（孝徳紀 大化二
年正月）

と、東西南北の四至を示す形で規定されているが、後世の
粉飾の可能性も指摘されており、畿内に関する確実な用例
は天武五年に下る。

B 「凡そ国司を任せむことは、畿内及び陸奥・長門国
を除きて、皆大山位より以下の人を任せよ。」（天武五
年正月）

C 「外国の人、進仕へまつらむと欲ふ者は、臣・連・
伴造の子、及び国司の子をば聴せ。……」（天武五年
四月）

Cは天武二年五月の官人出仕法をさらに明確化する詔であ
るが、「外国」は畿外国の意と解され、「畿内国」の概念を

前提とする。天武朝から持統朝にかけて、畿内に関する記
事は頻出するようになる（天武朝九例、持統朝十二例）。

特に持統朝の記事においては、「四畿内」という語に見ら
れるように、改新の詔の四至を定める形の規定から、大
和・摂津・河内・山背の四国をもって畿内国とする大宝令
の畿内国制への移行が認められ、天武・持統朝における畿
内国制の拡充を示している。さらに畿内重視の内実に踏み
込むとき、天武朝と持統朝では、微妙ながら重大な相違が
見られる。天武朝においては

D 王卿を京及び畿内に遣して、人別の兵を校へしむ。
（天武五年九月）

E 宮廼王・広瀬王・難波王・竹田王・彌努王を京及び
畿内に遣して、各人夫の兵を校へしめたまふ。（天武
十四年九月）

など、武器の校閲の記述のほか、官人任用、皇都の選定と
いった現実的・実務的な必要からの畿内の重視の記事が多
くを占める。Bにおいて「畿内」が「陸奥及び長門国」と
並列されていることも注意しておかなければならない。

一方、持統朝においては、班田大夫の派遣といった実際
的な必要によるものも見られるものの、その多くは、稻・
布等の下賜、役の免除といった畿内の優遇措置のほか、

F 「……京及び畿内の諸寺の梵衆、亦当に五日、経を

誦め。庶はくは補有らむことを」(持統紀 持統五年六月)

G 詔して京師及び四畿内をして、金光明経を講説かしむ。(持統六年閏五月)

H 大夫・謁者を遣して、四畿内に詣りて、請雨す。

(持統六年六月)

I 大夫・謁者を遣して、京師及び四畿内の諸社に詣りて請雨す。(持統九年六月)

J 詔して経を京畿の諸寺に読ましむ。(持統十一年六月)

など、京・畿内における誦経、請雨という観念的・理念的な畿内の差異化を示す例なのである。特に誦経・請雨は天武朝以来、都においてしばしばなされておられ、そうした都の理念的差異化が畿内に拡充されたことを示している。このことは、持統朝において専ら「京(師)及び四畿内」、「百官の人及び畿内の人」など、「京」と「畿内」が並列される(十二例中八例)ことから確認される。

天武・持統朝を通じて畿内国制が明確化し、実際上の重視から理念上の差異化へと展開してゆく様相が見られるのであり、それは「京」の持つ優位性、権威性の拡大として捉えられる。その中で、地方は、京↓畿内↓畿外という同心円の中に位置づけられ、行政区画によって掌握されてゆ

くのである。

これまで地名の持つ新たな側面に目を向けてきたが、右に見たような地名意識は、地名を「生命指標」(折口信夫)と捉える理解と必ずしも矛盾するものではない。むしろ両者は表裏の関係にある。大嘗祭における風俗歌奏上、風土記における地名とそれにまつわる伝承の蒐集等を考えるとき、古代の地名の持つ指標性は否定できない。ただ注意すべきは、折口自身か

歌の中に活かされたらいふ・いんできすが——或はらいふ・いんできすとしての歌自身か——、聖躬に入り申すものと考へて居たのである。

悠紀・主基の風俗歌によって、考へられた神秘は、同時に、その両国の代表する国々の国魂の悉くが、聖躬に入ること、古代人には信じられたのである。

②③ と言うように、風俗歌奏上、古地交名上進等に見られる国魂奉獻の論理は、そのまま王権による地方支配、国魂再編の論理であることである。従って、服従の象徴としての国魂奉獻の論理を、支配層に属する律令官人の旅の歌に横滑りさせることはできないのである。地名の持つ呪性が説かれるなら、それは支配側の論理において説かれねばならぬだろう。

そのことを象徴的に示しているのが風土記撰進に関する

和銅六年の官命である。

畿内七道諸国郡郷名著好字。(続日本紀 和銅六年五月)

地方の地名を蒐集すること自体は地名の持つ指標性の重要さから理解されるべきであるが、それが「郡郷名」として掌握されることはまず注意を要する。さらに、右の官命が古典大系本『風土記』の解説の言うように

1. 土地の名称に嘉き名を選び著けること(実際上は旧来の地名を嘉名に改名することとなる)
2. その地名を表記する漢字に好き字を採り用いること
3. かつ二字で表記すること(実際上は好字に改字し、公的には固定さすことになる)

の三点を意味しているとすれば、それは地方の地名をそのまま汲み上げるのではなく、あくまで中央の論理において王権の独占する「文字」において掌握してゆくことを意味しているのである。

羈旅歌に歌われる地名は、そうした歴史的背景の中で、律令統一国家による地方掌握と王権による国魂再編⁽²⁸⁾という両面から見直す必要がある。羈旅歌の地名を国魂・地霊の慰撫からのみ説明する論は、羈旅歌に地名を詠み込むことは詠歌主体が地方の地名を「知っている」ことを前提とする、という一点を見過ごしているであろう。

五 二つの地名と「旅ゆくこと」の主題化

前項において、天武・持統朝を通じて地方が都↓畿内↓畿外という同心円の内に位置づけられ、行政区画において把握されて行くことを述べてきたが、これを裏返して言えば、地方の地名に、都を原点とし、畿内・畿外の境界を特異点とする座標が与えられたことを意味する。

足代過而^{あてすぎて} 絲鹿乃山之^{ちのかわのやまの} 桜花^{さくらばな} 不散在南^{ちぢらずありなむ} 還來万代^{かへりくるまへ}
(七・一二二)

安太郎去^{あてへくゆく} 小為手乃山之^{せたくてのやまの} 真木葉毛^{まきはも} 久不見者^{ひさしくみねば} 羅生^{らせい}
尔家里^{にけり} (七・一二四)

という地名意識を想起したい。「足代」は日本後紀大同元年七月条に「改紀伊国安諦郡、為在田郡」とあり、『倭名抄』の「紀伊国在田郡」または同郡中の小地名であろうと考えられる。「安太」はアダの訓みも行われているが、その場合も周囲の歌が紀伊方面の歌を集めていることから、『倭名抄』紀伊国在田郡の「英多」がそれであろうとされ、「足代」と近接する地を指すと考えられる。右の歌では、「糸鹿の山」を「足代」の向こう、「小為手の山」を「安太」への途次と表現する。これが都から見てであることは言うまでもなからう。そこには、都↓小為手の山↓足代・安太↓糸鹿の山、という地名の把握が見られるのであり、

都を原点として位置を指示する機能が前面に押し出された地名の用法といえよう。こうした地名の把握において注目されるのが、②歌において見られた、一首の中に二つの地名を詠み込む歌い方なのである。

羈旅歌八首には②歌をはじめとして、二つの地名を詠み込む歌が少なくない。

- ① 御津の埼 奴島 (敏馬)⁽²⁹⁾
- ② 敏馬 野島の埼
- ③ 淡路 野島の埼
- ⑤ 稲日野 可古の島
- ⑦ (鄙の長道) 明石の門 大和嶋

八首中五首に二つの地名が詠み込まれている。羈旅歌八首以外の旅の歌に目を向けると、たとえば巻七の「羈旅作」には八十八首中二つの地名を有する歌が十七首見られるものの、その多くは「高島の三尾の勝野」(七・一一七二)、「若狭なる三方の海」(七・一一七七)、「紀の国の雑賀の浦」(七・一一九四)など、小地名に大地名をかぶせる、いわゆる地名重畳の例(九例)であり、その他では、一方が推測の対象であるもの、

- 年魚市瀨 塩干家良思 知多浦尔 朝榜舟毛 奥尔依
- 所見(七・一一六三)
- 印南野者 往過奴良之 天伝 日笠浦 波立見(七

一一七八)

眺望の広がりを表現するもの
 藻刈舟 奥榜来良之 妹之嶋 形見之浦尔 鶴翔所見
 (七・一一九九)

などが多く見られるのであって、旅程上の離れた二地点の地名を詠み込む羈旅歌八首の二つの地名とは明らかに異なる。羈旅歌八首の二つの地名は人麻呂に固有の問題としてその意義が問われるべきものであるようだ。羈旅歌八首に話を戻そう。③歌の「淡路の野島の埼」は、右に見た地名重畳の例であり、今は措く。②歌において「敏馬」「野島」という二つの地名が畿内から畿外へと旅行くことを表現することは前述の通りである。

- ⑤ 稲日野毛 去過勝尔 思有者 心恋敷 可古能嶋
- 所見(三・二五三)
- ⑦ 天離 夷之長道従 恋来者 自明門 倭嶋所見
- (三・二五五)

の二首は、最初の地名を条件句「行き過ぎかてに思へれば」「恋ひ来れば」で受けとめ、結句「可古の島見ゆ」、「大和島見ゆ」へとつないで行く点で、共通の形式を持つ⁽³⁰⁾。そうでありながら「可古の島見ゆ」には旅愁の深まり(前述)が、「大和島見ゆ」には帰郷の歡喜が表現されるのは、二つの地名の結合が、⑤歌では稲日野から可古の島へ

という畿外へと旅ゆく方向性を、⑦歌では鄙から明石海峡を経て大和へとという方向性を持つ故であろう。⑤⑦歌においても、旅程上の二地点の地名を詠み込むことが、西下・東上の旅にある主体を動態的に捉え、「旅ゆくこと」を主題化する上で重要な働きを持っているのである。

羈旅歌八首の旅程上の離れた二つの地名を詠み込む歌は、旅を動態において捉え、旅行く主体を動態的に描き出す点で、特徴的であり、一首の中に二つの地名を詠み込むことが「旅ゆくこと」を主題化する上で重要な機能を持つのである。

主体が動態的に捉えられるという点で注目されるのが、④歌の「旅ゆく吾」という表現である。従来の論ではあまり注目されてこなかったのだが、移動・動きの意識化に関わって見落とせない表現である。万葉集中「旅ゆく」は④歌を含めて十九例見られ、比較的流布した表現と言えるが、その多くは「旅ゆく君」十例、「旅ゆく人」三例、「旅ゆく背な」一例、「旅ゆく船」一例と、旅してゆくものを外側から描き出す例が十五例を占め、「旅ゆく吾」と旅してゆく自らを動態的に描き出す例は少ない。しかも「旅ゆく吾」と歌われる例は④歌以外には

塩早三 磯廻荷居者 入潮為 海人鳥屋見濫 多比由
久和礼乎 (七・一二三四)

之路多倍能 藤江能宇良尔 伊射里須流 安麻等也見
良武 多妣由久和礼乎 (十五・三六〇七)
伊蔽妣等波 可蔽里波也許等 伊波比之麻 伊波比麻
都良牟 多妣由久和礼乎 (十五・三六三六)

の三例が見られるのだが、一二三四歌、三六〇七歌は「海人とや見らむ」という④歌の類句を有しており、三六三六歌も遣新羅使人の歌であることを考えると、三六〇七歌の誦詠と、おそらく無関係ではなからう。おおよそ、「旅ゆく吾」という表現は④歌との関わりにおいて成立しているのであって、改めて④歌の「旅ゆく吾」の意義を見直さなければならぬ。「旅ゆく君」、「旅ゆく人」など、旅してゆく者を外側から捉えるのとは異なり、「旅ゆく吾」は旅ゆく自らを動態として描き出すのであり、自らが「旅ゆくこと」を強く意識することなしには成立しない表現であろう。ここで人麻呂歌集非略体歌に見られる旅の歌に目を向けておきたい。人麻呂歌集非略体歌には、「羈旅」の題詞によつて旅の歌と知れる歌こそないものの、題詞に地名を示し、或いは歌の表現から旅の歌と知れる歌を多数含む。

鷺坂作歌一首
白鳥 鷺坂山 松陰 宿而往奈 夜毛深往乎 (九・一六八七)

名木河作歌二首

焱干 ひともあれやも 人母在八方 沾衣乎 家者夜良奈 羈印 (

九・一六八八)

在衣刃 著而榜尼 杏人 浜過者 恋布在奈利 (九

・一六八九)

高嶋作歌二首

高嶋之 阿渡川波者 驟鞞 吾者家思 宿加奈之彌

(九・一六九〇)

客在者 三更判而 照月 高嶋山 隱惜毛 (九・一

六九二)

紀伊国作歌二首

吾恋 妹相佐受 玉浦丹 衣片敷 一鳴將寐 (九・

一六九二)

玉匣 開卷惜 恹夜矣 袖可礼而 一鳴將寐 (九・

一六九三)

鷺坂作歌一首

細比礼乃 鷺坂山 白管自 吾尔尼保波尼 妹尔示

(九・一六九四)

名木河作歌三首

衣手乃 名木之川辺乎 春雨 吾立沾等 家念良武

可 (九・一六九六)

家人 使在之 春雨乃 与久列杼吾等乎 沾念者

(九・一六九七)

焱干 ひともあれやも 家人 春雨須良乎 間使尔為

(九・一六九八)

右にはその抜粹を挙げた。非略体歌においては題詞を明示

することで、歌をより一回的なものとして捉えてゆく萌芽

が見られることが指摘されているが、右の歌においてはそ

れが他ならぬ地名によってなされていることに、まず注意

しておきたい。さらに歌の表現に立ち入るとき、地名を詠

み込むことが旅の主題化と深く関わる様相が見られるので

ある。神野志隆光氏は人麻呂歌集非略体歌の旅の歌におい

て、「家」を主題的に浮上させ、「家」「家人」と「旅」

「旅なる」吾」とを対比して発想することによって「歌

における旅の主題化」が果たされていることを指摘する。

右に波線を施したように、「家」「家人」「妹」を歌うこと

で自らの旅に形を与えてゆく歌い方が確かに認められる。

ただ、さらに注目したいのは、右に傍線を施したように、

旅を主題的に浮上させる際に、地名が大きく機能している

点である。たとえば一六九〇歌においては「高島の阿渡

川」が歌われることで主体の位置が示される一方で、それ

が「吾は家思ふ」と主体が家を離れていることの表現と対

比されることで主体が旅という状況にあることが歌われる

のである。また、一六九二歌では「吾が恋ふる妹は逢はさ

ず……一人かも寝む」と、妹と離れていることが表現され

るのであるが、地名「玉の浦に」によつて、単に妹に逢えぬことを嘆く相聞歌ではなく旅の独り寝を歌う歌となり得ているのであろう。

右の歌に見られる地名は歌の主体が家ならざる場所にあることを強く主張しており、「家」「家人」「妹」へと向かう発想・表現と対比されることで「旅にある吾」を主題的に浮上させる機能を持たされている。あたかも地名によつて「家」「妹」と「吾」との距離を測るかのように、地名の持つ位置指示機能が前面に押し出されてきている。

右のような地名の位置指示機能の浮上は初期万葉の次のような歌の地名と比較したとき、さらに明確となる。

君之齒母 吾代毛所知哉 磐代乃 岡之草根乎 去来
結手名(一・一〇)

齊明天皇の紀温泉行幸における中皇命の三首の第一首であり、「磐代」での草結びの呪的習俗が歌われる。そこに見られる祝祭性は行幸という場を考慮する必要があるのだが、歌中での地名の機能に注目するとき、同じく都を離れた状況下で地名を詠み込みつつも、「磐代の」には位置指示機能は希薄であり、旅の安全を祈請して草結びの習俗が行われる地としての呪的指標性が前面に押し出される歌い方がなされている。

非略体歌においては地名を題詞、歌に含みつつ「旅にあ

る吾」が主題化されて歌われるのであるが、そこに用いられる地名は指標性を背後に沈潜させ、位置指示機能を前面に押し出した用いられ方がなされるのであり、先に羈旅歌八首に見た、一首中に離れた二地点の地名を持ちつつ旅を動態的に捉えてゆく歌い方、「旅ゆく吾を」と自らを動態的に捉えてゆく歌い方は、まさに非略体歌の旅の歌が開いた方法の先に位置づけることができる。非略体歌を通じて獲得された地名の新しい機能と「旅にある吾」の主題化の上に成立しているのが、羈旅歌八首の「旅ゆくこと」の主題化なのだと思いたい。

六 むすび

羈旅歌八首の表現の分析を通して、旅がいかにかに形を与えられたかを見てきた。七世紀後半の歴史状況は、新たな律令官人の旅の状況を生み出すとともに、新しい地名意識をも生み出した。そのような地名を意識化し、その機能を方法化する中で、「旅ゆくこと」を主題として浮上させ、旅を動態として描く羈旅歌の表現が成立してくるのである。

注

(一) 伊藤博「近江荒都歌の文学史的意義」〔万葉集の歌人と作品〕上 所収。

- (2) 神野志隆光「羈旅歌八首をめぐって」(『柿本人麻呂研究』所収)。なお、羈旅歌の地名を「生命標」としての重みから説明する神野志論は、折口信夫「文学様式の発生」(『折口信夫全集』第七卷)によっている。
- (3) 神野志隆光「行路死人歌の周辺」(『柿本人麻呂研究』所収)。
- (4) 以下、万葉集の引用は、増本『万葉集 本文編』による。
- (5) 古事記、日本書紀歌謡の引用は、土橋寛『古代歌謡全注釈』古事記編 日本書紀編による。
- (6) 岸俊夫「ワニ氏に関する基礎的考察」(『律令国家の基礎構造』大阪歴史学会編所収)に詳細な論考がある。
- (7) 土橋寛「氏族伝承の形成——この蟹や何処の蟹をめぐって——」(『澤瀉博士喜寿記念『万葉学論叢』所収)に岸俊夫前掲論文をふまえて、紀四二歌謡の道行の詞章をワニ氏の子女を皇室に納れる婚礼にあたって、越前のワニ部が大和のワニ氏の本邸に貢物を献上する際の寿歌の詞章とする見解を示している。さらに、『古代歌謡全注釈』日本書紀編(紀九四の考説)において、紀四二の道行きの詞章に「丸途氏の支配権の広大さを讃める」意味を指摘している。
- (8) 道行文の詞章として採り上げられる書紀影媛の歌謡
石の上 布留を過ぎて 薦枕 高橋過ぎ 物多に
大宅過ぎ 春日の 春日を過ぎ 妻隠る 小佐保を
過ぎ ……(紀九四)
- についても、清水章雄「『道行』私論」(『成城国文』S

54、10)に、「聖なる点」の連続によって「空間の聖化」が果たされるという理解が示されている。

(9) 風土記の引用は古典大系本『風土記』による。

(10) 吉永登「柿本人麿の旅の歌八首について」(『万葉通説を疑う』所収)は、

なかなか君に恋ひずは比良の海の海人ならましを
玉藻刈りつつ(十一・二七四三)

かくばかり恋ひつつあらずは高山の石根しまきて死
なましものを(二・八六)

を比較しつつ、「当時の人たちにとって、漁師であることは、死ぬことに匹敵する」、「最も好ましくないこと」であったとし、「海人とか見らむ」に、「海人と見るであろうか」という口語訳では表しきれない意味を指摘する。

(11) 稲岡耕二「万葉びとにおける旅」(『国文学』S48、7)。

同「人麻呂作歌異伝攷(一)」(『万葉集研究』第十一集)。

(12) 『万葉集全注』巻第三(西宮一民)など。

(13) 横山峯三「柿本朝臣人麻呂の羈旅歌——二五三番歌の意味するところ——」(『國學院雑誌』H5、10)。

(14) 都倉義孝「人麿短歌の一発想」(『国文学研究』三二集)など。井手至「柿本人麻呂の羈旅歌八首をめぐって」(『万葉集研究』第一集 S47、4)は「風光」と「伝説」を要因とする。

(15) 神野志前掲(注2)論文。

(16) 井手前掲(注14)論文。

(17) 井手前掲(注14)論文は「敏馬」と並列されると捉え

『全注』(西宮)が支持している。

(18) 神野志前掲(注2)論文。

(19) 荒木良雄「稲日都麻・印南野考」(『国語・国文』S7、4)。

(20) ③歌の「吹返」は諸本にフキカヘスと訓まれるが、上
が「濱風ル」と補語になっていることから、様々な説明
がなされてきた(澤瀉『注釈』参照。澤瀉『注釈』に
軽い使役で「吹きかへすに任す」と訳すべきものとした
のが穏当な理解であろう。

(21) 武田『全註釋』に始まり『全注』(西宮)が支持する。

(22) 神野志隆光「羈旅歌覚書」(『日本古代論集』S55)は
政治・軍事・経済・文化等の全体に亘る新しい広がり
つながりを包括的に(へ交通)という用語において捉える。

(23) 伊藤博「石見相聞歌の構造と形成」(『萬葉集の歌人と
作品』上 所収)。

(24) 上田正昭「畿内及び近国の歴史的考察」(『近畿圏』所
収)。同「万葉時代の中央と地方」(『万葉集講座』第二
巻 S48、5)。

(25) 日本書紀記事の引用は古典大系本『日本書紀』による。
(26) 折口信夫「文学様式の発生」(『折口信夫全集』第七
巻)。

(27) 引用は『新訂増補 国史大系 續日本紀』による。

(28) 「国魂再編」の論理を論じるとき、東歌等を含んで成
り立つ万葉集の編纂や風土記の編纂など編纂のレベルの
問題と、一首の和歌が地名を持つことによる表現のレベ

ルとは一応区別して論じるべきであり、本稿の目的は後
者にある。しかし、うたを王権の独占する「文字」によ
って制作する(従って、地名を「文字」において詠み込
む)という行為を考えたとき、両者は本質を等しうする
ものと考ええる。

(29) 第四、五句「舟公宣奴島ル」を誤字・脱字説等により
「敏馬」と関わせて訓む説には、「舟令寄 敏馬埼
ル」(万葉考)、「舟公宣 美奴馬島ル」(加藤潤三「舟
公宣奴島爾」—私解)『国語国文』S15、8)、「舟公
宿美奴馬ル」(稲岡前掲(注11)論文)がある。

(30) 「天離る鄙の長道」は厳密な意味では地名とは言えな
いが、ある位相に属す場所を指示する名としての意味を
持つ。かえって一つの地名では表現しきれない長途の旅
程が表現される。

(31) 人麻呂歌集の文学史的位置付けは、稲岡耕二「万葉表
記論」による。

(32) 神野志隆光「柿本人麻呂事典」(別冊国文学『万葉集
必携II』S56、12)。

(33) 神野志前掲(注22)論文。

付記 本稿は平成八年九月の上代文学会例会(於 國學
院大學)での研究発表が基となっている。例会での発表に
寄せられた御批判、御教示に深く感謝する。